

栃木県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則

令和 2 年 3 月 30 日

規則 第 3 号

改正 令和 4 年 3 月 2 日 規則第 1 号

改正 令和 4 年 9 月 21 日 規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栃木県後期高齢者医療後期連合職員の育児休業等に関する条例(令和 2 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号。以下「育児休業条例」という。)の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業条例第 2 条第 2 号ア (イ) の規則で定める非常勤職員)

第 2 条 育児休業条例第 2 条第 2 号ア (イ) の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員とする。

(育児休業条例第 4 条第 3 号及び第 5 条の広域連合長が定める特別の事情)

第 3 条 育児休業条例第 4 条第 3 号及び第 5 条の「広域連合長が定める特別の事情」は、育児休業条例第 7 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

(育児休業条例第 4 条第 3 号ウの規則で定める場合)

第 4 条 育児休業条例第 4 条第 3 号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

- (1) 育児休業条例第 4 条第 3 号ウに規定する当該子について、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として育児休業条例第 4 条第 3 号ウに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事

件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

(育児休業条例第5条第3号の規則で定める場合)

第5条 前条の規定は、育児休業条例第5条第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第6条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生から育児休業条例第7条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第4条第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が育児休業条例第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日

とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

- (3) 育児休業条例第5条の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第7条第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第7条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第7条第6号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第7条の2に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

- (2) 育児休業条例第4条第3号に掲げる場合に該当している育児休業

- (3) 育児休業条例第5条の規定に該当している育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第8条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第6条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

（育児休業をしている職員の職務復帰）

第9条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が退職又は停職の処分を受けた

こと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業条例第9条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（子を養育するための計画の申出）

第10条 育児休業条例第14条第6号に規定する計画の申出は、育児短時間勤務計画書により行うものとする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第11条 育児休業条例第15条の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。

2 第6条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第12条 第8条の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等について準用する。

（条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員）

第13条 条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

（部分休業の承認の請求手続等）

第14条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第6条第2項の規定は、部分休業について準用する。

（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第15条 第8条の規定は、部分休業について準用する。

（任命権者が講ずべき措置等）

第16条 育児休業条例第24条第1項の規定により、職員に対して制度等を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者は、これを行うに当たっては、職員による育児休業の承認の請求を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 任命権者は、育児休業条例第25条各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、短期は400

もとより長期の育児休業の取得を希望する職員は希望するとおりの期間の育児休業の承認を請求することができるように配慮するものとする。

(様式)

第17条 この規則に規定する請求書等の様式は、別に定める。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第6号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。